

新成長戦略研究推進要綱

(目的)

第1条 本要綱は、本県試験研究機関が、本県の新たな成長に貢献するため、重点的に実施する新成長戦略研究の推進に必要な事項を定めることを目的とする。

(新成長戦略研究)

第2条 新成長戦略研究は、研究成果を効果的に政策課題の解決につなげるため、静岡県試験研究調整会議が実施の決定をした研究プロジェクトをいう。

- 2 新成長戦略研究は、研究計画の策定から成果の社会還元まで、本県試験研究機関、関係事業課及び外部の関係機関によるプロジェクトチームを構成して行う。
- 3 新成長戦略研究は、産学民官の連携による地域の知の結集に努めて実施する。

(研究プロジェクトの実施)

第3条 新成長戦略研究の研究プロジェクト案については、重要な政策課題の解決に貢献することを目的として、試験研究機関と関係事業課が協議の上、静岡県試験研究調整会議に提案する。

- 2 新成長戦略研究の研究期間は、原則として5年以内とする。
- 3 新成長戦略研究の研究プロジェクトは、静岡県試験研究機関外部評価委員会の事前、中間及び事後評価を受けるものとする。
- 4 静岡県試験研究調整会議は、事前評価又は中間評価の結果に基づき、研究プロジェクトの修正等をプロジェクトチームに指示し、必要な場合は予算の執行を留保する。

(実施体制)

第4条 経済産業部産業革新局長は、新成長戦略研究の円滑な実施のため、各研究所及び関係事業課の間の連絡調整を指揮する。

- 2 プロジェクトチームの下に、チームを構成する試験研究機関の研究科長、関係課の班長及び外部機関の担当者によるワーキンググループを編成し、研究リーダーを置く。ワーキンググループは研究リーダーを中心に、研究プロジェクト案の策定、研究の実施及び研究成果の普及や技術移転の計画等に関する事務を処理する。
- 3 産業イノベーション推進課は、新成長戦略研究の実施に関する連絡調整を担当し、プロジェクトチームの編成、予算案の調整、研究の進捗管理、外部評価の実施等に関する事務を処理する。

第5条 この要綱に基づく新成長戦略研究の実施について必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和8年4月1日から施行する。